

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論について

章	節		事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
						現状と課題	今後の方針・目標
1 生きが いづく り・健 康づく りと介 護予防 の推進	1 社会参加 と生きが いづくり の推進	1 生きが いづく りの充 実	1 老人クラブ活動 促進事業	高齢者活躍支 援課	教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付するとともに、活動促進のための情報提供を行います。	○地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、老人クラブ数や会員数は減少傾向となっています。 ○高齢者の外出機会の拡大や高齢者世帯の見守りの推進、経験や技術の継承・人材育成につながることから、加入促進が課題となっています。	○魅力あるクラブづくりのため単位老人クラブの活動事例の紹介等を行い、活発に活動が行なえるよう補助事業を継続することで各クラブを支援します。 ○単位老人クラブ及び老人クラブ連合会と連携を深め、広報等でPR活動を行うことでクラブへの加入促進を目指します。
			2 おでかけパス ポート事業	高齢者活躍支 援課	高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけバスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。 〔対象者〕70歳以上の人	○おでかけバスポートを所持しているが、利用していないことが課題となっています。 ○これまで実施したアンケート結果を分析し総利用回数を増やす必要があります。	○今後も、安定した事業を運営するためには、3者（利用者・バス事業者・市）の運賃負担の在り方について協議するとともに、バスの乗り方教室の開催を継続していくことで、おでかけバスポート総利用回数の向上を図ります。 ○関係課と連携し、バスの利用促進を図ります。
			3 敬老事業	高齢者活躍支 援課	長寿を祝福し、高齢者を敬い愛す心と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。	○高齢者の居住確認も兼ねて事業を実施しています。 ○現在の事務負担量や今後の高齢社会の進展を踏まえ、対象年齢や贈呈内容及び方法の段階的な見直しが必要です。	○社会情勢に合わせた見直しを行いながら、引き続き事業を実施します。
			4 老人福祉セン ター（愛称：か がやきひろば） 運営事業	高齢者活躍支 援課	高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいづくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。 〔対象者〕60歳以上の人	○高齢者人口は増加しているが、利用者は年々減少しているため、新規利用者を獲得する必要があります。 ○利用者へのニーズ調査を基に、講座を充実させる必要があります。 ○ボランティアなど地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たす必要があります。 ○類似施設である公民館等と講座の調整する必要があります。	○ニーズ調査に基づき、施設利用の増進を図ります。 ○自主サークルやボランティア等の地域福祉活動のリーダーを育成します。 ○老人福祉センター指導員会議を開催し、情報交換等を通じて新たな講座を検討します。 ○関係課と連携し、事業効果が高齢者だけでなく、広い世代に及ぶ事業を実施します。
			5 ふれあい交流ひ ろば（愛称：か がやきひろば） 運営事業	高齢者活躍支 援課	中山間地等において老人福祉センターを補完する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。	○施設運営や講座等に関して利用者のニーズを把握する必要があります。	○利用者へニーズ調査を実施し、新たな講座の検討等、施設利用の増進を図ります。
			6 シニアアクティ ブルーム運営事 業	高齢者活躍支 援課	中心市街地での老人福祉センターの機能を持ち、高齢者の活動を支援する施設として、講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。	○利用者のニーズに応じた多様な講座及び自主グループ・世代間交流活動の充実、促進を図ります。	○中心市街地の立地を生かして、広範な地域の高齢者の交流の場となるように、講座及び自主グループ・世代間交流活動を実施します。
			7 老人憩の家（愛 称：いこいの 家）運営事業	高齢者活躍支 援課	高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。 〔対象者〕60歳以上の人	○高齢者を取り巻く社会背景は、運営開始当初から変化しているため、それに合わせた施設運営をする必要があります。 ○建物や設備の老朽化に対し、安全管理対策を実施する必要があります。	○公共施設個別施設計画に基づいて、変化する社会背景に合わせた施設運営を行います。 ○限られた予算の中で、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていきます。
			8 ながのシニアラ イフアカデミー （愛称：NaSLA） 運営事業	高齢者活躍支 援課	地域社会活動や健康の分野を中心に専門知識を習得し、地域の課題解決につながる実践的なマネジメント力を養います。学びを通じて健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成します。 〔対象者〕60歳以上の人	○受講者数の増加を図るため、長野県立大学及び信州大学との協議の上、講義の内容や修学期間等を見直しました。	○健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成するため、今後も大学と協議して講義を実施します。 ○受講生及び修了生の社会活動については、本人の意思を尊重しながら情報提供等による支援を検討します。
			9 健康麻将（ま ーじゃん）講座事 業	高齢者活躍支 援課	健康麻将は、「金をかけない」、「酒を飲まない」、「タバコを吸わない」の三点を守り、健康的な環境で楽しむ麻将です。日本健康麻将協会、信州大学と協働で初心者講座を開催し、生きがいづくりと介護予防の促進を図ります。	○高齢者同士で交流し、頭を使うことで、生きがいづくりと介護予防につながっています。 ○認知度を上げるため、市民への周知が必要です。	○市報やチラシで周知を行い、受講者の増加を図りながら事業を継続します。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容		
					現状と課題	今後の方針・目標	
		10 温湯温泉湯～ばれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業	観光振興課・高齢者活躍支援課	温湯温泉湯～ばれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の健康維持・増進を図ります。また、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。	○開設時からの固定の利用者だけでなく、新たな利用者が講座に参加できる取組が必要です。	○利用者のニーズに応じた講座等の充実を図るとともに、施設の特性を生かした介護予防や健康づくり事業を継続します。	
		11 高齢者学級開設事業	家庭・地域学びの課	市立公民館において、共に活動する仲間との交流を図り、家庭や地域で自身の存在感を高め日常生活を豊かにする意欲を育むことを目的とした講座等を開催します。	○学びの成果を高齢者自らの生きがいにつなげ、地域社会の活動等にも還元できる仕組みが必要です。	○高齢者の多様な学習要求に応えるための様々な講座等を開設することで、積極的な参加を促進し、持続的な学びと活動の循環につなげていきます。	
		12 公民館における世代間交流事業	家庭・地域学びの課	各市立公民館で、スポーツ・レクリエーション活動や史跡めぐりなど地域の特性や高齢者の豊かな経験・技術を生かしたふれあい活動を行い、各世代と高齢者との交流を図ります。	○子どもの参加を増加するためには、世代間で交流できる事業の選定や、運営に係る工夫を行うとともに、学校や他の社会教育団体との連携や調整が必要です。	○本事業は、高齢者の生きがいづくり及び地域コミュニティ意識の醸成につながる事業であり、今後も引き続き実施します。 ○より多くの世代間交流の機会を確保するため、事業に係る学校、地域、企業等との連携を深めていきます。	
		13 保育所における世代間交流事業	保育・幼稚園課	地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所・認定こども園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。	○交流が活発な園と未実施園があります。未実施の園については検討していく必要があります。	○今後も地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児の高齢者福祉施設等への訪問や保育所等に高齢者福祉施設等や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施の園には、世代間交流の実施を促します。	
	2 高齢者への就労支援	1 高齢者授産施設就労奨励金支援事業	高齢者活躍支援課	授産施設に就労する高齢者に交通費の一部を支給し、就労の促進を図ります。 [対象者] 授産施設に就労する60歳以上の入	○授産施設就労者への他の支給制度と要件をそろえ、授産施設就労者へ支援を行っています。	○他の制度と調整を図りながら引き続き事業を実施します。	
	2 シルバー人材センター	商工労働課	公益社団法人長野シルバー人材センターの運営を補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。	○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により60歳代の会員が減少する一方、75歳以上の会員の割合が増加傾向にあります。年齢の上昇により、就業を制限する会員が増えるなど、就業率の低下が懸念されます。生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。	○シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大（特に派遣事業など）、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。		
	3 生涯現役促進地域連携事業	商工労働課・高齢者活躍支援課	高齢者の就労支援を担う関係団体で構成する長野市生涯現役促進協議会は、国からの委託を受けて、企業や高齢者のニーズ調査、各種セミナーの開催や企業訪問等の事業運営を行います。就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられるような社会の実現を目指します。	○令和2年5月から開始する就労支援事業を各関係機関と連携しながら広く周知し、健全な事業運営を行うとともに、効果的かつ計画的に事業展開していく必要があります。	○企業や高齢者の様々なニーズに応えられるよう調査や事業啓発活動を行い、新たな雇用の場の創出や求職者と企業とのマッチングの強化などの支援により就業機会の拡大を図ります。		
	2 健康づくりの推進	1 健康状況の把握	1 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業	国民健康保険課	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるために特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。 [対象者] 40歳以上の国民健康保険被保険者	○特定健康診査、特定保健指導の重要性について積極的な啓発活動を行い、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化を予防する必要があります。	○特定健康診査、特定保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができることを周知し、受診率の向上を図るとともに、保健指導の実施方法・期間等を見直し、保健指導実施率の向上を図ります。 ○特定保健指導を通じ、糖尿病性腎症等による人工透析への移行を防ぐため、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者に対して保健指導を行います。
	2 国民健康保険人間ドック等助成事業	国民健康保険課	長野市国民健康保険特定健康診査の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助し、健康の保持及び増進を図ります。	○ドック受診率は毎年増加していますが、さらに生活習慣病と疾病の早期発見のため、健康診断と保健指導の重要性について啓発活動を行う必要があります。	○広報誌やホームページを積極的に活用し、ドック受診、保健指導により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。		

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		3 後期高齢者健診	高齢者活躍支援課	後期高齢者医療制度加入の市民を対象に、生活習慣予防と健康の保持及び増進を図ります。	○受診率を高めるため、健診の重要性について積極的な啓発活動を行う必要があります。	○健康診査により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。また、フレイル予防などへの動機付けや保健事業に活用を図っていきます。
		4 がん検診	健康課	医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診や休日検診等を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡率の減少を図ります。	○国が示す指針に従い、死亡率減少効果があることが科学的に証明された検診等を実施している。検診の実施内容を広く市民に広報しているが、受診率の減少に歯止めがかからない。	○国の補助制度を活用し、がん検診受診効果の高い年代にしばった個別の受診勧奨を行い、受診率向上を図る。 ○また、精密検査未受診者に対するアンケートの実施等により精密検査受診率の向上を図り検診精度の向上につなげる。 ○休日や夜間の検診実施や、人が多く集まる会場での検診の実施により受診者が受診しやすい環境を整備することで受診率向上を図る。
		5 骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されます。そのため骨量の減少が見られる人の早期発見を目的に、節目年齢の市民（女性）を対象に医療機関で検診（骨量測定）を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。	○高齢期における骨折予防のため検診を実施しているが、受診率、精密検査受診率ともに低い。	○高齢期における骨折予防の重要性を理解してもらえよう、フレイル予防と合わせた啓発方法を検討し、受診率向上を図る。
		6 歯周疾患検診	健康課	歯周病は、歯の喪失原因となるとともに、糖尿病や循環器疾患等との関連性が報告されているため、歯周病の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。	○歯の喪失原因である歯周病を予防し、高齢期における口腔の健康の維持・増進を図るため検診を実施しており、受診率の向上を図る必要があります。	○今後も引き続き歯周病に関する正しい知識の普及に努め検診を周知していくとともに、受診率向上につながる方法について研究していく。
		7 訪問保健指導事業	健康課	家庭訪問等により、個々の生活習慣や生活環境に応じた保健指導・保健相談を実施し、生活習慣病の重症化予防及び心身の機能低下の防止を図ります。	○令和2年3月末現在の75歳以上の健診受診者のうち、生活習慣病等の重症化リスクが高い医療機関未治療者で受診勧奨判定値を超えている者の割合は65%を占め、合併症等により要介護状態へ移行しやすいため、家庭訪問等により、個々の生活習慣や生活環境に応じた保健指導を実施することで、適切に医療機関につなげ、生活習慣病の重症化予防を図ることが必要である。	○健診結果に基づき、生活習慣病等の重症化リスクが高い対象者へ家庭訪問等により、個々の生活習慣や生活環境に応じた保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防及び心身の機能低下の防止を図ります。
	2 健康づくりの推進	1 健康情報等の発信	健康課	「健康カレンダー」・「各種検診のご案内」を広報ながのと併せて配布、「保健センターだより」の地区の回覧及び講演会等の開催、街頭キャンペーンの展開等により、健康情報を発信します。暑さによる健康被害の増加が予測される5月から9月には、熱中症予防について、庁内関係課や関係機関・団体等へ広く普及啓発をします。	○高齢者は複数の慢性疾患やフレイルなど心身の多様な課題と不安を抱えやすく、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しているため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな情報提供が必要です。	○健康カレンダーや啓発リーフレット等による情報発信の他、国保データベースシステム（KDB）等を活用し、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点からフレイルなどの心身の多様な課題に対応した情報提供を行います。
	2 総合健康相談	健康課	生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から病態別の相談会を実施するとともに、個別の相談に応じ、必要な保健指導及び動機付けを図ります。	○誰もが健康について気軽に相談できるよう、通年で開設している「健康〇食生活相談」と生活習慣病の重症化予防の観点から対象者を明確にし、病態別に支援する「健康サポート相談会」を実施しているが、重症化予防対象者全員に関われるよう、来所による方法に留まらず、家庭訪問等、個別の対応が必要です。	○生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から一人ひとりの健康課題を把握し、市民が継続的に健康管理ができるよう、必要な保健指導及び食生活改善等の動機付けを図ります。	
	3 集団健康教育（講演会・運動指導・健康教室）・地域出前講座	健康課	40歳以上の者及びその家族等を対象に、生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、集団健康教育を実施します。	○生活習慣病の重症化予防では、健康教育や地域出前講座を通じて、自分の健康状態に気づき、健康を損ねる生活習慣は何か理解し、自己管理できることを目指し支援することが重要です。	○40歳以上の者及びその家族等を対象に、生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、集団健康教育や専門職が地域の学習会等の場に出向き、健康に関する情報提供を行い、食事や運動などの生活習慣改善の動機付けを図ります。	
	4 歯科相談	健康課	口腔の健康の保持・増進を図るため、歯科衛生士が問題や心配ごと等のある人の歯科相談に応じ助言を行います。	○口腔の健康は全身の健康を保つためにも重要であるため、歯科保健に関する意識の改善・向上に取り組む必要がある。	○加齢により歯周病は悪化しそれとともに喪失歯数も増えることから、相談の利用者を増やしていくため、周知方法等検討し、口腔の健康の重要性を幅広く啓発していく。	

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容		
					現状と課題	今後の方針・目標	
3 介護予防 の充実	1 介護予防の 充実と自主 的な介護予 防	5 保健センター	健康課	保健センターは、市民の健康づくり推進のため、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の地域保健サービスを総合的に行う拠点施設です。	○地域における母子保健、健康増進、予防接種等の保健サービスを提供する重要な拠点として、適正に配置される必要があります。	○保健センターは、施設の長寿命化を図りつつ、再編も含めた適正配置について、検討します。	
		6 はり、マッサージ費助成事業	高齢者活躍支援課	老人憩の家の利用者に対し、はり・マッサージを施術することで、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。	○利用者が減少しているため、周知を図る必要があります。	○事業について周知し、利用者の増加に努めます。	
		7 健康づくり事業	スポーツ課	各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、中高年齢者の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進しています。	○主要事業である「NAGANO健康スポーツ教室」は参加者が毎年固定化するとともに、高齢化も進んで事故も多くなっている。市民ニーズに合わせて新たな教室も企画しているが、全体的に講座受講者が減少傾向にある。	○受講者の高齢化、ニーズの多様化を踏まえ、講座内容等を見直し、新規受講者の獲得を図ります。 ○既存の教室にあっても、受講者の状況を踏まえ、ストレッチや筋力トレーニングなどによりけが防止に努めます。	
	1 介護予防の 充実	1 介護予防講演会	1 介護予防講演会	地域包括ケア推進課	介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るとともに、地域における高齢者の活動や社会参加を推進するため介護予防講演会を開催します。講師による講演と地域での活動事例の発表を行います。	○住民主体の通いの場の必要性及びその効果等をテーマとした講演と地域での活動事例の発表で開催してきました。 ○住民主体の活動の必要性について市民の理解は進みましたが、地域の仲間同士での取り組みが有効であるため、各地域の実情に合った具体的な推進方法を検討していく段階になっています。	○地域づくりと連動した介護予防の取組を推進するため、全市的な講演会ではなく、生活支援体制整備と連動した、啓発方法の検討をする必要があります。 ○住民主体の介護予防活動の充実のために、各地域の多様な取り組みを紹介し情報交換する機会を設けます。
			2 お達者なまちづくり支援事業	地域包括ケア推進課	住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場ができ、身近な高齢者同士が楽しみながら参加できるよう、自主的な介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。 ア はつらつ倶楽部体験講座 ○専門職が出向き、身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを行う介護予防クラブの立ち上げを支援します。 イ はつらつ応援隊養成講座 ○専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。 ウ はつらつ倶楽部活動支援 ○専門職が介護予防クラブへの情報提供や活動継続のためのアドバイス等を行います。 エ 生きいき通いの場事業 ○地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場を設けます。	ア はつらつ倶楽部体験講座 地域包括支援センターや住民自治協議会、地域福祉ワーカーと連携し、体験講座を実施、市内に約200か所介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）ができましたが、まだ十分ではありません。 イ はつらつ応援隊養成講座 地域での介護予防の推進役の育成が目的ですが、地区の役員等を対象とした申し込みがほとんどでした。介護予防クラブに、虚弱な高齢者も参加しやすくなるために、地域での介護予防活動の推進役の育成が必要です。 ウ はつらつ倶楽部活動支援 件数は横ばいで、依頼は体操やレクリエーションの紹介がほとんどですが、活動継続の支援には、「参加者数の減少」や「虚弱な新規参加者への対応」等、様々な課題が考えられます。 エ 生きいき通いの場事業 虚弱な人も生きいきと役割をもって通える場所の立上げが進んでいません。	ア はつらつ倶楽部体験講座 介護予防に取り組むクラブの増加を図るため、新規グループの立上支援（4～5回シリーズ）に加え、既存の趣味活動等のグループを対象に、はつらつ体操などの介護予防活動を紹介する「ちょい足し」講座（2回シリーズ）を新たに実施します。 イ はつらつ応援隊養成講座 地域福祉ワーカーやかがやきひろば相談員等と、地域ごとにどのような介護予防の推進役が求められているかを検討し、その育成を図ります。 ウ はつらつ倶楽部活動支援 活動支援の具体例をはつらつ倶楽部にわかりやすく提示し、課題の意識化を図り、楽しく活動が継続できるように支援します。 エ 生きいき通いの場事業 地域包括支援センター、地域福祉ワーカーなどと連携し、その地区に必要とされる生きいき通いの場の姿を検討する機会を設けます。
			3 介護予防あれこれ講座	地域包括ケア推進課	介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、お茶のみサロン、老人クラブ等の高齢者の集いやグループからの依頼により、管理栄養士や歯科衛生士が出向き、講話や実技体験の講座を実施します。	○開催回数は横ばいですが、身近な地域公民館等で開催するため、学習機会が提供でき、介護予防の取組の参考になっています。	○フレイル予防に関する内容を追加し、新しい知識の普及を図ります。 ○単発開催のため継続した介護予防につながりにくく、地域ぐるみでの介護予防の活動として定着するよう「はつらつ倶楽部」を周知し、継続性のある活動に発展させます。
			4 介護予防教室	地域包括ケア推進課	転倒予防や認知症予防・健康づくりなど介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るため、介護予防教室を開催します。	○介護予防には、心身機能の維持・向上のためのアプローチだけでなく、日常生活の向上、ボランティア等の社会参加が効果的であることがわかっています。このことから普及・啓発方法の見直しが必要です。	○各地区の介護予防に関連する講座の実施状況も踏まえ、開催方法や内容の見直しを行います。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		5 フレイル予防のための栄養・歯科・運動相談会	地域包括ケア推進課	要介護状態に至る可能性が非常に高いフレイル（虚弱）に、高齢者自身が早めに気づき、適切な対処ができるよう、管理栄養士や歯科衛生士や理学療法士による個別の相談会を開催します。一人ひとりの状況に応じてアドバイスをを行います。	○広報ながのや後期高齢者健診受診者への啓発ちらしの同封などで周知を行い、平成31年度からは、栄養・歯科だけでなく、運動についても相談ができるよう実施しました。 ○利用者実績は、開始した平成29年度からほぼ変わらず、合計約30名となっています。 ○R2年度には、フレイルのリスクのある方へ相談会を案内してもらえるよう市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の所属機関に依頼をしています。	○フレイル予防について引き続き啓発を行いながら、相談会としては実施せずに、必要の都度、相談に対応していきます。来所が困難な場合には訪問にて対応していきます。
	2 総合事業による介護予防サービスの推進	1 介護予防把握事業	地域包括ケア推進課	閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。	○効果的かつ効率的な情報収集の方法の検討が必要です。	○何らかの支援を必要とする人を早期に把握することが必要です。地域包括支援センター等の高齢者実態把握につながるよう効果的かつ効率的な情報収集の方法について検討していきます。
		2 第1号介護予防支援事業	地域包括ケア推進課	地域包括支援センターが、要支援1・2の認定を受けた人及び65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者と判定された人からの依頼を受け、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を送ることができるようケアプランを作成します。	○介護予防ケアマネジメントの目的について、利用者、市民の理解を深める必要があります。 ○利用者の活動目標達成に向けた適切なケアマネジメントを実施するため、研修などを通じて地域包括支援センター職員の資質向上を図る必要があります。	○介護予防ケアマネジメントの目的について、広報などで利用者、市民へ周知を図ります。 ○適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。
		3 介護予防訪問介護相当サービス	高齢者活動支援課・地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所の訪問介護員が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、掃除、洗濯、食事の準備・後片付けや生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を利用者とともにを行い、自立に向けた取組を支援します。	○利用者が自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の状況等に応じた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員、サービス事業所職員に対し、研修を行っています。 ○利用者の自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員の資質向上及び人材確保を図る必要があります。	○適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。
		4 訪問型基準緩和サービス	高齢者活動支援課・地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所の訪問介護員が利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、掃除、洗濯、食事の準備・後片付けや生活必需品の買い物など、日常生活で困難な行為が自分でできるようになることを目標に自立に向けた取組を支援します。	○利用者が自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の状況等に応じた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員、サービス事業所職員に対し、研修を行っています。 ○利用者の自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員の資質向上及び人材確保を図る必要があります。	○適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。
		5 訪問型短期集中予防サービス	地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、退院後等も早めに集中して介護予防に取り組めるよう市の専門職（作業療法士・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師・看護師）が、利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能改善のためのアドバイスをを行います。（期間は3～6か月、必要な頻度で訪問）	○本市に実施体制はありましたが、設定した対象者の範囲が狭かったこともあり、数件の依頼のみで利用者が少なかったです。 ○地域包括支援センターによる相談で支援の必要性を検討する際に、課題が抽出されずに利用につながらない場合もあり、相談の段階からの見直しが必要です。	○マニュアルの整備や、市民向けちらしの作成などにより、地域包括支援センターの課題抽出と事業提案を支援し、訪問型短期集中サービスの利用者を増やします。 ○潜在的な対象者が多いこと、将来的に市の専門職だけでは担えないことから、介護保険サービス事業所、医療機関等に所属する専門職との連携を図っていきます。
		6 介護予防通所介護相当サービス	高齢者活動支援課・地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所がデイサービスセンターで、介護予防ケアプランに基づき、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行い、自立に向けた取組を支援します。	○利用者が自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の状況等に応じた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員、サービス事業所職員に対し、研修を行っています。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図る必要があります。	○適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。
		7 通所型基準緩和サービス	高齢者活動支援課・地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、指定事業所がデイサービスセンターなどで、介護予防プランに基づき、体操やレクリエーション、交流などの機会を提供し、自宅での活動や地域での社会参加につながる自立に向けた取組を支援します。	○利用者が自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の状況等に応じた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員、サービス事業所職員に対し、研修を行っています。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。	○適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。 ○事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容		
					現状と課題	今後の方針・目標	
		8 通所型短期集中予防サービス	地域包括ケア推進課	要支援者等が要介護状態になることを予防するため、保険・医療の専門職により3～6か月の短期間、提供される通所型のサービスです。	○他市の取組やニーズを検討しましたが、利用者が少ない状況にあり、把握方法に課題があります。 ○事業実施の方法を検討しましたが、依頼先として想定した通所リハビリテーション事業所には、長期間の継続利用者が多い現状があり、新たに短期集中的なサービスを実施する余地が少ないのが現状です。	○マニュアルの整備や、市民向けちらしの作成などにより、地域包括支援センターの課題抽出とサービス提案を支援し、通所リハビリテーションの短期集中的な利用者を増やします。また、通所リハビリテーション事業所への働きかけを行うことで、段階的に長期継続利用者を抑制し、短期集中的な利用者を増やします。 ○上記の進捗状況を見ながら、通所型短期集中予防サービスの実施を検討します。	
		9 住主体介護予防生活援助サービス	地域包括ケア推進課	住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等の利用者宅で掃除や洗濯、ごみ出しなどの日常生活支援を行います。社会参加による介護予防及び地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。	○公的なサービスにはない、買い物支援、ごみ出しのニーズが高いことから、住民の主体的な支え合い活動が必要です。 ○各地域一律で対応をすることとなる、市社会福祉協会の「地域たすけあい事業」だけでなく、より身近な範囲で柔軟に対応できる、助け合いの仕組みづくりが必要です。	○各地区の「介護予防・生活支援検討会」と連携しながら、地域のニーズに合った活動の創出を促進します。	
		10 通所型住主体サービス	地域包括ケア推進課	住民ボランティア団体やNPO法人などが、地区の身近な場所で、要支援者等を対象とした介護予防のための体操やレクリエーション、参加者同士の交流などの場を定期的開催します。社会参加による介護予防及び地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。	○支える側・支えられる側と分け隔てられることなく、誰もが主体的に参加できる場をつくることによって、フレイル予防を図ることが必要です。 ○移動手段の確保が困難な場合の対策が必要です。	○できるだけ身近な地域で参加の場が広がるよう、各地区の「介護予防・生活支援検討会」と連携しながら、活動の創出を促進します。	
		11 移動支援サービス	地域包括ケア推進課	住民ボランティア団体やNPO法人などが、要支援者等を対象に通所型住主体サービス及び一般介護予防事業への移動支援サービスを行うものです。社会参加による介護予防及び地域での支え合い活動を推進するため、事業を行う団体に対して補助金を交付します。	○生活援助サービス、通所型住主体サービス等の一環としての移動について、支援を希望する人が多いことが住民意見交換会等で明らかになっています。 ○許可・登録が必要な運送については、道路運送法関係法令を遵守して行われる必要があります。 ○許可・登録を要しない運送について、サービス提供体制を検討し、高齢者等の移動手段を確保していく必要があります。	○住主体介護予防生活援助サービス、通所型住主体サービス及び一般介護予防事業で移動支援サービスが実施できるよう、関係機関や関係部局との調整を進めます。	
		12 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）	地域包括ケア推進課	リハビリテーション専門職などが地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅、デイサービスセンター及び地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的な助言を行います。「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の観点も踏まえたアプローチを行います。	○外部の専門職を加えて地域ケア会議での技術的な助言を実施しています。また、各地域での地域ケア会議の拡充に対応できるよう、外部専門職の見学や連絡会を企画して、事業への理解と参加の推進を図っています。 ○高齢者宅や、デイサービスセンターでのアドバイスは、事業に参加する専門職が不足しており、実施が困難です。	○外部の専門職との連携を深め、定期的な事業検討会などを実施して、本事業への理解と参加の推進を図ります。 ○専門職によるアドバイスのニーズを調査し、効果的な事業対象を検討します。 ○専門職団体との協議を行い、効率的な事業の依頼方法を検討します。	
2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	1 福祉サービスの充実	1 ひとり暮らし・高齢者世帯への支援	地域包括ケア推進課	1 友愛活動への支援	ひとり暮らし高齢者に対して、地域のボランティア団体等が行う定期的な訪問活動及びふれあい会食を行う費用を助成し、孤独感の緩和や安否確認を行います。 ア 自宅訪問活動は、定期的にひとり暮らし高齢者を訪問し安否確認を行う団体に対し、対象高齢者1人当たり年間10,000円以内の補助金を交付 イ ふれあい会食は、公民館等において会食を行う団体に対し、ひとり暮らし高齢者1人につき1回550円以内（月3回を限度）の補助金を交付	○ボランティア団体により対象とする高齢者の要件に一部差異が見られます。 ○介護予防・日常生活支援総合事業の実施により高齢者の社会参加の場が増えていくことに伴い、本事業の趣旨に掲げる高齢者の孤独感の解消が図られています。	○参加者の要件は実施団体の実情に配慮しながら本事業の趣旨に沿って適正に補助を行うよう、検討していきます。 ○事業の必要性も含めたあり方について、他事業との統合等を含めて検討していく必要があります。
		2 孤立防止・見守りネットワーク事業		福祉政策課	社会から孤立し、亡くなってから相当期間経って発見される孤立死を防ぐため身近な地域で早く気づき、その気づきを受け止め、必要な関係機関・行政へつなぐネットワークづくりを進めます。	住民自治協議会や民生委員児童委員協議会などは中心となって、住民による見守り活動を実施していますが、高齢化の進展やライフスタイルの変化により、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加していることから、地域の見守りをさらに充実させていく必要があります。	・異変に気付く機能を高めるために、ライフライン等の事業者などとの協力関係を充実させ、必要な支援等の対応へスムーズにつながるよう、通報窓口の周知及び体制整備を更に進めます。 ・孤立に関する不安、緊急性はないが気になるケース等の相談を受け止める相談体制の強化を図ります。 ・地域の見守り機能を高めるための啓発を行うとともに、情報交換できる場を設けることを支援します。
		3 緊急通報システム設置事業		地域包括ケア推進課	ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報用装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから様態確認、協力者による処置の要請を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。	○携帯電話の普及と固定電話回線の利用率の低下により設置率が低下しています。 ○協力者がいないため利用ができない高齢者がいます。	○今後、固定電話回線を必要としない新たな機器が開発されていくことが想定されるため、次世代の機器の仕組みや有効な機能について調査研究のうえ、本市での導入について検討していきます。 ○地域包括ケアシステム構築に必要な地域の支え合いをサポートするツールとしての位置づけを確立するため、市民への啓発を積極的に行うとともに協力者の負担を軽減するための方策を検討します。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
2 介護者への 支援	4	要介護被保険者等住宅整備事業	介護保険課	介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅改修に要する費用を助成します。介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。 (注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。	○要介護被保険者等の自立支援となるよう、ケアマネジャー及び工事事業者への研修を実施する必要がある。【給付担当】	○介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。【給付担当】
		配食サービス事業	地域包括ケア推進課	調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対して、定期的に食事を提供(配食)するとともに安否確認を行うことにより、孤独感の緩和や栄養面の観点から健康の維持を図り、在宅での生活を支援します。	○戸隠地区では配食協力員の確保が困難となり、令和2年度から配達業務をシルバー人材センターに委託しています。 ○受託者の厨房設備に調理可能な数の上限があり、配食数を調整する必要があります。	○受託事業者と連携を図り、持続可能な事業になるよう安定したサービスの実施に配慮していきます。 ○配食サービスの必要性や適正な食数について利用者毎に配慮しながら、不足する食数の確認や対応について検討します。
		訪問理容・美容サービス事業	地域包括ケア推進課	寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。	○デイサービス等の利用時に理容・美容サービスを受けられる施設が増えたことにより利用者が減少しています。 ○自己負担額のあり方等、制度の目的に応じた受益者負担について検討する必要があります。	○引き続き市民への周知に努めながら、事業の継続を図っていきます。 ○助成対象を出張費用に限定する等、適正な受益差負担となるよう見直しを検討します。
	1	在宅福祉介護料の支給事業	地域包括ケア推進課	介護が必要な高齢者を在宅で6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。	○介護保険制度創設から相当年数が経過し、介護の社会化を実現してきていることから在宅福祉介護料の事業目的は達成済みと考えられます。	○一定期間サービスを利用しないことを要件に現金を給付することは介護保険制度のあるべき姿になじまないと考えられることから、在宅介護者の心身の負担を軽減するための事業としての意義と給付のあり方について検討します。
	2	在宅介護者リフレッシュ事業	地域包括ケア推進課	在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、長野市社会福祉協議会が実施している介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等の事業経費を助成します。	○介護者の心身の元気回復を図るために必要な事業ですが、市の補助事業としての意義や効果を検証することが求められています。	○補助事業としての必要性や効果について検証を行い、市社会福祉協議会における持続可能な単独事業として実施できるよう、支援のあり方を検討します。
	3	はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	地域包括ケア推進課	はいかい行動のある認知症高齢者を在宅又は通いで介護されているご家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス(GPS機能付端末)を利用することで、はいかい時の早期発見、安全の確保及び事故防止が図られます。そのため、必要な経費の一部を助成することにより、介護者の心身及び経済的負担を軽減します。	○はいかい高齢者家族を支援するために必要な事業ですが、普及率は低調なため、事業の有効性について検証が必要です。	○GPS端末機による位置情報検索サービスの有効性を検証するとともに、QRコード等を利用した他の民間サービスについても調査・検討していきます。
	4	介護者教室	地域包括ケア推進課	高齢者及び在宅で高齢者を介護しているご家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの適切な利用方法を習得してもらうとともに家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。	○高齢者の増加に伴い要介護者が増加している中、介護者教室の実施方法が課題となっています。 ○男性高齢者の精神的負担の軽減を目的とした場が少ないことが課題となっています。	○介護知識、技術の習得だけでなく、介護する家族が活用しやすい教室になるよう、実施方法の検討をしていきます。
	5	ごみ処理手数料減免	生活環境課	平成21年10月1日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋(大・30ℓ)を最大で年間60枚(小・20ℓの場合は最大で年間90枚)を無料で交付します。(家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。)	○制度について周知をしていく必要があります。	○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直します。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容		
					現状と課題	今後の方針・目標	
2 高齢者を地域全体で支えるための体制整備	1 住民主体の生活支援体制整備	1 生活支援体制整備事業	地域包括ケア推進課	各地区において生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・生活支援の充実に向けた、活動づくりや担い手づくり、そのネットワーク化などを行い、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進します。また、各地区に検討会を設置して生活支援コーディネーターの組織的な補完、生活支援体制整備の企画・立案、情報交換等を進めます。	○介護予防・生活支援検討会（第2層協議体）を通じた、多様な主体との連携・協働体制が構築されてきています。 ○長野市生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体）において、市としての方向性が提案されています。 ○生活支援等サービスの体制整備に向け、町内会・自治会単位でのニーズの把握、担い手の裾野を広げるための意識づくり、といった取り組みを通じ、地域にあった形での助け合い活動を創出していくことが必要です。 ○地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の取り組みを支えられる環境づくりが必要です。	○通い・生活支援・移動支援等の支え合い活動の創出に向けて、既存の取組・組織等の活用を図るとともに、多様な人・組織と柔軟な連携により、充実できるよう取り組みます。	
		2 地域たすけあい事業への支援	地域包括ケア推進課	長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）に要する経費を助成し、地域における自発的な福祉活動を促進します。 ア 地域たすけあい事業の実施に必要な人件費に対して補助金を交付 イ 地区住民自治協議会等が福祉自動車を購入した場合に補助金を交付	○財源であるふれあい長寿社会福祉基金の枯渇に伴い、持続可能な事業として新たな財源を検討する必要があります。 ○福祉移送は福祉有償運送によりサービスが提供されるため、通院等での利用に限られることから、地区から運行範囲の拡大を求める要望が上がっています。	○財源を基金から介護保険財源に転換し、地域の実情を尊重しながら新たに住民がルールを決める支え合いの仕組みを構築できるよう取り組みます。 ○住民主体で新たなルールを定めることで、既存事業よりも利便性の高い仕組みを構築できることが想定されます。	
		3 住民主体介護予防生活援助サービス	地域包括ケア推進課	【再掲】 1 3 2 - 9			
		4 通所型住民主体サービス	地域包括ケア推進課	【再掲】 1 3 2 - 10			
		5 移動支援サービス	地域包括ケア推進課	【再掲】 1 3 2 - 11			
	2 多職種連携によるケア体制の構築	1 在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケア推進課	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。 【事業項目】 ア 地域の医療・介護の資源の把握 イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 エ 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ 医療・介護関係者の研修 キ 地域住民への普及啓発 ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	○在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策を協議する会議を平成27年度から開催しています。 ○在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設しました。連携支援センターでは、支援関係者の相談、地域医療・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援及び支援関係者の研修を行っています。連携支援センターの機能強化が必要です。 ○地域住民に対して在宅医療・介護に関する講演会を開催しています。平成30年度からは、「人生会議（もしものときに備えて、家族や医療・介護スタッフなどとあらかじめ話し合うこと）」のパンフレットを作成しました。様々な機会を捉えて、わかりやすく伝えていくことが必要です。	○在宅医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を継続して開催します。 ○在宅医療・介護連携の拠点を担う在宅医療・介護連携支援センターの機能強化について検討していきます。高齢者の在宅医療・介護の相談窓口である地域包括支援センターと連携し、在宅医療・介護連携に関する課題解決に取り組みます。 ○市民への「人生会議」の普及に努めます。	
			2 包括的・継続的ケア体制の構築	地域包括ケア推進課	ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要ときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。	○多職種連携研修会を北部ブロック、南部ブロックで開催し、顔の見える関係をつくり、連携課題の解決に努めています。 ○平成30年度からは、多職種連携の中心を担っている医療・介護関係者を対象に多職種連携推進講座を開催しています。 ○地域包括ケアシステムを推進するためには、多職種連携を橋渡しするICT(情報通信技術)の活用が有効とされています。多職種が共通したICTを活用できるようICTプラットフォームの整備が課題となっています。	○多職種による顔の見える関係づくり、連携課題の解決のため、多職種連携研修会を継続して開催します。 ○ICTプラットフォームの整備に取り組みます。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		3 ケア会議	地域包括ケア推進課	<p>保健、医療及び福祉に関わる関係者が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整するため、「長野市ケア会議」、「地域ネットワーク会議」、「個別ケア会議」を設置しています。</p> <p>平成28年度下半期から地域ケア会議の体制を再編し、個別ケースごとに「個別ケア会議」を、地域包括支援センター管轄エリア・地区単位で、「地域ネットワーク会議」を、全市を総括して「長野市ケア会議」を設置し、それぞれの段階で保健福祉サービスの総合調整等を行います。</p> <p>ア 個別ケア会議 ・要支援者ごとの支援内容の検討 ・要支援者の支援に係る地域の課題の把握</p> <p>イ 地域ネットワーク会議 ・個別ケア会議において行ったケース検討の状況 ・個別ケア会議において把握した地域の課題を集約及び検討</p> <p>ウ 長野市ケア会議 ・地域ネットワーク会議から提出された地域の課題に関すること ・保健、医療及び福祉の関係者その他要支援者の支援に関わる者の連携に関すること</p>	<p>○長野市ケア会議は、地域の情報収集の機会となっている一方、地域の課題を掘り下げ、解決する場になっていません。</p> <p>○地域福祉を推進する団体と連携を図り、課題やテーマに沿った出席者を依頼するなど、柔軟な運営方法が求められます。</p>	<p>○複雑多様化した課題を持つ高齢者等へ最も適切な支援をするため、保健・医療・福祉関係者のほか、司法関係者とも連携しながら、ケア会議の充実に努めます。</p> <p>○地域ケア会議は、個別問題の解決の土台とし、この積み重ねを通じて地域における支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約、さらに課題解決のための、地域資源の提案へと展開し、地域包括ケアシステムを実現することに努めます。</p> <p>○日常生活圏域において、行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生児童委員、住民組織の中から、目的に応じた関係者が参加する会議の運営に努めます。</p>
		4 専門職派遣アドバイザー事業（地域リハビリテーション活動支援事業）	地域包括ケア推進課	【再掲】 1 3 2 -12		
3 住みよいまちづくりの推進	1 バリアフリー化の推進	1 建築物のバリアフリー化推進	建築指導課	高齢者や障害者を含むすべての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。	○一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。	○民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含むすべての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。
		2 歩道段差解消事業	道路課	障害者や高齢者をはじめ、すべての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。	○既存市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備がほとんど完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、通行量や連続性を考慮し整備を進めています。	○「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。 ○新たに造る市道の歩道巻込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。
		3 高齢者に配慮したまちづくり	駅周辺整備課	<p>長野駅周辺第二土地区画整理事業では、長野駅東口において安心・安全、快適に住みたくなるまちづくりを目指し、高齢者や障害者にも利用しやすい公共施設の整備を行っています。</p> <p>具体的な整備として ○高齢者、障害者が円滑に移動できるエレベーターを備えたペDESTリアンデッキの整備 ○十分な幅員で段差のない歩道を備えた幹線道路の整備 ○高齢者でも安心して便利に通行できる生活道路の整備 ○近隣及び街区公園のバリアフリーに配慮した整備</p>	<p>○土地区画整理事業における公共施設整備は令和元年度末に完了し、住環境の整備により事業区域内の人口は増加しています。</p> <p>また、区域内には医療施設、高齢者介護関連の施設、金融機関、食品スーパー等、日常生活に不可欠な施設が徒歩圏内で立地されており、高齢者に優しいまちづくりに繋がっています。</p> <p>今後、整備された幹線道路における交通量の増加が見込まれるため、幹線道路から生活道路を通過する車両への抜け道対策も必要となります。</p>	<p>○幹線道路の交差点に接続する生活道路の安全対策を実施し、高齢者や障害者の事故防止を図ります。</p> <p>○幹線道路の歩道に残る電柱の除却を進め、無電柱化を促進することで、高齢者や障害者の安全性と利便性の向上を図ります。</p>
		4 公共交通機関の整備	交通政策課	地域や市民ニーズに応じ、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、公共交通を安心かつ便利に利用できる環境整備を促進します。	<p>○モータリゼーションの進展や人口減少に伴い、公共交通の利用者も減少し、公共交通の確保・維持が困難になる一方、運転免許証返納等による高齢者の日常生活を支える移動手段の確保も必要となっている。</p> <p>○バリアフリー化を実施するに当たっては、交通事業者にも多額の費用負担が必要となることから、施設・設備の改修等が円滑に進みにくい面もあります。</p>	<p>○平成29年6月に策定した「長野市地域公共交通網形成計画」に基づく事業を計画的に実施し、目標に掲げる公共交通網の確保・維持や利用環境の整備に関するバリアフリー化等の目標値（令和3年度）に達するよう、関係団体と連携を図りながら、事業を推進します。</p>

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
2	安全・安心のゆとりある住生活の確保	1 福祉住宅建設資金融資事業	住宅課	高齢者（60歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要新築又は増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。 （注）所得制限があります。	○ここ数年融資の申し込みありません。様々な理由はあると思いますが、原因の一つに、各金融機関の住宅融資の金利が低いためと考えられます。	○今後は多くの高齢者に利用できるよう、関係金融機関と相談し、本事業の金利の見直し等の検討していきます。
		2 市営住宅等高齢者対策事業	住宅課	市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。	○高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。	○誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全○安心な生活空間の確保を図ります。
		3 住宅情報提供事業	住宅課	住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。	○相談を随時受け付けていますが、受付件数が減少傾向にあります。	○住宅相談について、ホームページ等広報の方法を改善し、多くの市民の方にご利用いただけるよう努めます。
		4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保	住宅課	新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。	○制度が始まって3年経過しますが、未だに登録がありません。	○本制度の普及を促進すべく様々な広報活動をし、新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を増やし、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。
		5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	地域包括ケア推進課	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。	○利用者数が限定されるため、相対的に費用対効果が低下していることが指摘されています。 ○長期間の入居に伴い、自立度が低下していく利用者に対し、生活援助員の支援内容が相応しくなくなっています。	○住宅マスタープランとの整合を保ちながら事業の必要性を検証し、必要に応じて事業実施方法について見直しを行います。 ○介護保険サービスの適切な利用により、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。
	3 生活環境の安全対策の推進	1 高齢者交通安全教育事業	地域活動支援課	高齢化社会の進行にあわせ、今後増加するであろう高齢者が関与する交通事故や高齢運転者による交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響を理解させ、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させるための交通安全教育を、家庭や地域、関係機関、団体などと連携しながら実施します。	○安全教育を受ける機会の少ない高齢者（老人クラブ未加入者や単独居住者）を如何に交通安全教育の場へ参加してもらうことが課題となっています。 ○高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が運転行動や交通行動に影響することを如何に自覚してもらうかが課題となっています。	○住民自治協議会や老人クラブ等、あらゆる団体との連携を高め、高齢者が気軽に参加できる交通安全教育の場を提供します。 ○警察を始めとした関係機関と連携し、交通安全教育機器を活用した参加、体験、実践型の安全教育活動を推進します。 ○安全運転サポート車の普及に向けた購入補助制度や、運転に不安を感じた場合の免許返納制度を周知していきます。 ○高齢者に思いやりを持った運転気運を高めるための啓発活動を行っていきます。
		2 避難行動要支援者名簿の提供	福祉政策課・危機管理防災課	地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得たうえで、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供します。	○災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域のなかの避難行動要支援者を把握し、支援のあり方を話し合うことが必要です。	○地域で避難行動要支援者への避難支援について、話し合い、避難支援者、避難場所、避難方法等を記載した避難支援計画（「わたしの避難計画」）が作成されるように啓発を進めます。
		3 高齢者福祉サービス台帳の整備	地域包括ケア推進課	高齢者の福祉に関し必要な実情を把握するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に実施しています。 高齢者福祉サービスに活用するほか、孤立防止・見守りネットワーク事業の緊急連絡に活用します。また、同意いただいた高齢者の高齢者福祉サービス名簿を作成し、地域包括支援センター・在宅介護センターへ提供します。	○ひとり暮らし高齢者が増加し、高齢者福祉サービス及び安否確認の必要性が増しています。	○引き続き、避難行動要支援者台帳の整備に合わせて対象者の把握と緊急連絡先の確認を行い、台帳を有効に活用することで高齢者の地域での生活を支援して行きます。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		4 避難行動要支援者対策事業	消防局予防課	避難行動要支援者のうち、特に高齢者等で火災発生時の危険回避が困難な方に対し、「高齢者を火災から守る運動」期間中に積極的な住宅防火及び避難対策を推進します。	○本市における高齢者社会の進展は、留まることを知らず、高齢者世帯における出火防止及び災害時の逃げ遅れ等の被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火対策の推進が重要となっています。	○避難行動要支援者に対する住宅防火広報を積極的に推進するとともに、訪問指導の要請がある場合、直接訪問し高齢者宅等の火災予防と被害の軽減を図ります。
		5 福祉避難所の指定	福祉政策課	大規模災害時に一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等を受け入れるため、市内の施設を「福祉避難所」として指定します。	○指定される避難対象者数に対し収容可能人数が不足していることから、福祉避難所の指定を増やしていく必要があります。	○引き続き施設の指定に努めるとともに、福祉避難所設置・運営マニュアルの見直しを図ります。
4 認知症になっても自分らしく暮らせる支援	1 認知症相談支援体制の充実	1 認知症ケアパスの作成	地域包括ケア推進課	日常生活圏域において、認知症を有する人がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤構築につなげるため、状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスの活用を促進します。	○長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。 ○各地域の実情を反映した地域版ケアパスについて、市内2地区で取り組んでいます。 ○ケアパスの一部を取り入れたパンフレットを作成し、出前講座等の啓発で活用しています。 ○実際に支援する際のツールとしては、十分に活用できていません。	○認知症になっても安心して暮らせる「道しるべ」となるようなケアパスを、地域の実情に応じて関係機関と連携をとりながら作れるよう努めていきます。 ○市の認知症事業については、ホームページで市民に分かりやすく周知しません。
		2 認知症初期集中支援チームの設置	地域包括ケア推進課	「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱の一つに早期診断・早期対応のための体制整備として平成30年4月にはすべての市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置するものとされています。本市では、平成25年に中部地域包括支援センターに設置しました。医療・介護の専門職が家族からの相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活を支援します。	○支援関係者・関係機関への周知が進み、早期診断・早期対応により、医療・介護へつなげる支援が行われています。 ○相談対象者や支援環境等に困難事例が増え、更なる早期介入のための周知や対応が必要です。	○本人・家族の不安を軽減できるよう、診断前後の早期に医療機関と連携していきます。 ○相談者に生活支援の視点からの対応が出来るよう、支援関係機関と連携し地域課題の解決につながるよう取り組みます。
		3 認知症地域支援推進員の配置	地域包括ケア推進課	認知症になっても住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるサポート体制の強化のため、地域の実情に応じて認知症地域支援・ケア向上を図る取組を推進する認知症地域支援推進員の配置を進めます。	○全地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しましたが、各地区の実情に応じた事業を遂行することもあり、取組の進捗状況に差が生じています。	○住民や様々な機関により情報共有や話し合いが行われ、認知症の人、一人ひとりの地域での暮らしづらさが明確になり、地域のつながりによる生活支援が進むよう、認サポ交流拠点（より所）も含め方法を検討し実施します。 ○委託地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を通し、取組にあたっての地区毎の課題等を把握し、進めていきます。
		4 認知症相談会の開催	地域包括ケア推進課	認知症の疑いのある人や認知症ではないかと心配している人（本人やその家族、その人の支援者等）が、認知症について相談できる機会を設け、疾病や疾病の予後に対する不安軽減を図ります。	○地域に認知症相談医が増え、かかりつけ医に市民が相談できる環境が広がっています。 ○支援関係者に「認知症初期集中支援チーム」での活動が周知されて連携が進み、相談の場が認識されてきています。	○相談件数は減少しており、他の相談事業で早期対応を行うこととし、縮小していきます。
		5 かかりつけ医によるもの忘れ相談事業	地域包括ケア推進課	40歳以上の市民で認知症が疑われる人の家族が、認知症相談医等がいる協力医療機関において認知症の相談を受けることで、認知症の早期発見、早期対応につなげることを目的とした事業です。書く地域包括支援センターが窓口となり、必要な連絡・調整を行っています。	○地域に認知症相談医が増え、かかりつけ医に市民が相談できる環境が広がっています。 ○認知症の早期発見、早期対応につながるよう市民への周知が課題です。	○相談件数は減少しており、他の相談事業で早期対応を行うこととし、縮小していきます。
		6 若年性認知症への支援	地域包括ケア推進課	若年性認知症の人主体の医療・介護等の充足を図るためには、本人やその家族の意見も聴取していくことが必要であり、若年性認知症の特性に配慮した取組を進めます。	○県が配置する「若年性認知症支援コーディネーター」と連携しながら、個別の支援をしています。 ○県の事業である「本人ミーティング」に協力しています。	○引き続き、個別の相談に応じ、支援していきます。 ○必要に応じて関係機関と連携をとり、本人の声を実現できるような取り組みを進めます。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
2 認知症高齢者（家族）への支援体制の推進	1	認知症サポーター養成事業	地域包括ケア推進課	厚生労働省では「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、認知症になっても地域で安心して暮らせるまちをつくるために、「認知症サポーターキャラバン」事業を実施しています。本市でも「認知症サポーター養成講座」を開催し、「キャラバン・メイト」と呼ばれる講師による認知症に対する正しい知識の普及啓発を行っています。講座参加者は「認知症サポーター」として、地域の中で認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。	○金融機関等の生活関連企業も含め、認知症サポーター講座の開催申込が増え、認知症の啓発は進んでいますが、実際に認知症の人や家族の支援につながっている人が少ないのが現状です。	○住民や様々な機関により情報共有や話し合いが行われ、認知症の人、一人ひとりの地域での暮らしづらさが明確になり、地域のつながりによる生活支援が進むよう、認サポ交流拠点（より所）も含め方法を検討し実施します。 ○生活関連企業での認知症サポーター講座についても、所在地を担当する地域包括支援センターキャラバンメイトが実施できるよう進めていきます。 ○認知症サポーター講座ステップアップ研修に多くの住民が参加できるよう、開催方法を検討します。
		認知症カフェの支援	地域包括ケア推進課	認知症カフェは、地域において認知症の人及びその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であると思われることから、その取組を促進するため、平成26年度から認知症カフェの設立資金を助成しています。	○認知症の人と家族の支援の観点から、誰でも参加できる場としていますが、実際には認知症の人や家族の参加が少ない状況が見られます。 ○認知症の人と家族が安心して利用できる、当事者を中心としたカフェの検討が必要です。	○住民や様々な機関により情報共有や話し合いが行われ、認知症の人、一人ひとりの地域での暮らしづらさが明確になり、地域のつながりによる生活支援が進むよう、認サポ交流拠点（より所）も含め方法を検討し実施します。 ○認知症カフェの運営スタッフとも、共に進めていかれるよう、認知症サポーター講座ステップアップ研修や認サポ交流拠点（より所）等について、案内を行っていきます。
		安心おかえりカルテ作成支援	地域包括ケア推進課	認知症高齢者がはいかい等により行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるように、認知症高齢者本人に関する情報を記載するカルテの作成支援を地域包括支援センターが主体となって行います。作成支援を通じて、認知症高齢者の実態を把握し、相談窓口等に関する情報提供を行います。カルテは高齢者の自宅や家族宅で保管して活用します。対象者：地域包括支援センター等が把握した認知症又は認知症が疑われる人とその家族のうち希望者	○いざというときのために備えるだけでなく、カルテの作成を通して、家族も今まで知らなかった本人の生活を皆で振り返る一つのきっかけにもなっています。 ○独居高齢者等が増えており、どのようにカルテを活用していくかが課題です。	○引き続き、必要な場合にカルテの作成支援を行います。
		認知症見守りSOSネット事業	地域包括ケア推進課	事業者の協力を得て、認知症である行方不明高齢者を早期に発見し、安全確保及び家族等の負担軽減を図ります。	○はいかいや帰宅困難等、認知症が原因で行方が分からなくなる高齢者の事案が全国的に増加し、事故等の危険が増えています。市内でも同様の事案が発生し、対応が急務となっています。	○引き続き、協力事業者の拡充を図り、早期発見の仕組みの充実を図るとともに、発見時に適切に対応が可能になるよう、認知症高齢者に対応する知識の普及に努めます。
		認知症啓発月間	地域包括ケア推進課	認知症があっても暮らしやすい長野市の実現に向け、市民の認知症への理解を深めるため、世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、実施しています。認知症への関心を高め、正しく理解する機会とし、認知症の人やその家族への支援へつなげます。	○学校、企業での認知症サポーター養成講座の取組が増え、若い世代への啓発が進んできています。 ○認知症について考える機会の提供として、啓発内容を検討し工夫する必要があります。	○街頭啓発については、啓発内容の拡充を図るとともに、活動協力団体等が市民主体で取り組めるよう支援・検討します。 ○関係機関と連携し、今後も啓発を継続します。
5 高齢者の権利擁護の推進	1 権利擁護支援体制の充実	高齢者虐待防止の推進	地域包括ケア推進課	高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組めます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。	<p>【養護者による虐待】</p> <p>○養護者による高齢者虐待は、家庭という閉ざされた中で生じ、発見のしにくさがあることから、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じ、窓口の周知を図り、相談・通報に結びつけることが求められています。特に通報者の多くは介護支援専門員や介護保険事業者であることから、介護保険サービスを利用していない高齢者の見守りと通報に結びつける仕組みが求められています。</p> <p>○市は、高齢者虐待防止法により高齢者虐待対応の第一義的責務を負っていることから、虐待対応協力機関である地域包括支援センターの専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）と連携を図り、虐待事案に適切かつ迅速に対応するための職員の人材育成などの体制整備や対応マニュアルの整備が求められています。</p> <p>○高齢者虐待防止の観点からも高齢者の支援だけでなく、養護者（家族）支援として、認知症の理解や介護技術の習得、介護者教室等を通じた介護の抱え込みを防止することが求められています。</p> <p>○虐待の発生要因からも養護者の引きこもりや8050問題、精神疾患など、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な事案も多くあるため、庁内関係部署や医療、福祉、司法と更なる連携体制を構築していく必要があります。</p> <p>○高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療や司法、福祉や警察等の関係団体や関係機関によるネットワークの構築が求められています。</p> <p>【養介護施設従事者等による虐待】</p> <p>・高齢者活躍支援課</p>	<p>【養護者による虐待】</p> <p>○市政出前講座や講演会、広報ながのやリーフレットにより、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じ、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を図り、相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。</p> <p>○高齢者虐待の協力機関である地域包括支援センターにおいて、より身近な場所で相談ができる体制を引き続き整備します。</p> <p>○高齢者虐待対応の第一義的責務を担う市として、高齢者虐待事案に適切かつ迅速に対応するため、市と地域包括支援センター等の対応職員の人材確保と各種研修等を通じた人材育成を図り、対応マニュアルの改訂を進めるなど体制整備に努めます。</p> <p>○高齢者虐待防止の観点から、高齢者の支援とともに、養護者（家族）支援として、認知症の理解や介護技術の習得、介護者教室等を通じた介護の抱え込みの防止に努めます。</p> <p>○高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療や司法、福祉や警察等の関係団体や関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を引き続き構築し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を図ります。</p> <p>○虐待に至る背景には、養護者（家族）の引きこもり、8050問題などがあり、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な課題があることから、庁内関係課や医療、福祉、司法、生活困窮者支援法による生活就労支援センター（まいさば長野市）、長野市成年後見支援センター等との連携体制の構築を進めていきます。</p> <p>【養介護施設従事者等による虐待】</p> <p>・高齢者活躍支援課</p>

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論について

						次期計画の記載内容	
章	節		事業名	担当課	施策の目的・内容	現状と課題	今後の方針・目標
			2 成年後見制度の活用促進	地域包括ケア推進課	認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭う恐れもあります。判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。	○虐待により養護者と分離が必要であったり、後見が必要であっても申立てを行う親族がいない認知症高齢者がいます。	○国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市の基本計画を策定し、中核機関として成年後見支援センターを位置付ける方針とします。
			3 特別措置事業	地域包括ケア推進課	介護保険給付を必要とする高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付を受けることが著しく困難と認められる場合に、老人福祉法に基づき措置を行い、介護保険給付を受けられるようにします。また環境上の理由や家族からの虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護が受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。	○虐待により擁護者と分離した要介護者に安心して生活できる環境を提供する必要があります。 ○措置による入所は緊急性が高いにも係わらず、施設の事情により受け入れが困難な場合があります。	○高齢者を措置する際には、尊厳を守るための環境を確保し、安心して暮らしていけるよう、施設入所等の介護サービスを提供していきます。 ○措置を委託する施設との連携を強化し、緊急時に滞りなく対応できるよう配慮していきます。
			4 高齢者向け消費啓発事業	市民窓口課・地域包括ケア推進課	高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害にあわないように、啓発活動を行います。被害の未然防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の最新情報を収集、発信し、広報活動を行います。	○悪質商法や特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者と日常的に関わる民生委員やケアマネジャーの方々と情報を共有・周知を図り、各地域内での未然防止活動を協働で進めている。 (民生委員やケアマネが関わった事案 H30→19件、R1→20件) ○悪質商法や特殊詐欺は、常に新たな手口が発生し巧妙化しており、依然として騙される被害者が後を絶たない。	○広報やホームページ、ラジオ、有線放送等の広報媒体を有効に活用し、悪質商法や特殊詐欺の手口を幅広く周知するとともに、警察や防犯団体とのネットワーク強化に努めます。 ○身近で開催される出前講座（消費者教育）は、消費者被害の救済や未然・拡大防止に大きな意義を持つことから、各住民自治協議会や公民館等と協働で取り組みます。 ○高齢者の方に「声掛け・見守り」を日頃から行い、地域住民のロコミ等で被害に気づいていない人への気づかせる機会により被害の未然防止を図ります。
6 相談・支援体制の充実・強化	1 相談及び支援基盤の強化	1	地域包括支援センター・在宅介護支援センター	地域包括ケア推進課	本市では、高齢者等を包括的に支援していくため、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置しています。介護や医療、福祉などの様々な面から地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。	○地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるため、地域のネットワークを通じて、保健・医療・福祉等の様々なサービスが適切に提供されるように調整機能を発揮することが求められています。 ○直営1か所、委託17か所の計18か所整備しました。市は委託地域包括支援センターに取組方針を明確に示し、直営センターは基幹型として体制強化を図っています。 ○地域の実情や高齢者人口を考慮した整備が必要です。	○地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保します。 ○それぞれの地域で効果的に支援業務を行えるよう、在宅介護支援センターのあり方を含め委託地域包括支援センターの体制整備を進めます。 ○地域包括ケアシステムの中核的な機関としての役割を果たすよう、包括的支援事業に取り組みます。
			1 総合相談支援事業	地域包括ケア推進課	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。	○市民からの相談に応じ、地域包括支援センターの専門職が、関係機関・制度につなぐ支援を行っています。 ○後期高齢者、高齢者独居、高齢者世帯の増加により、今後は相談が増える傾向にあると思われます。また、在宅生活の中で医療の必要な高齢者も同様に増える可能性が高くなっています。	○複雑多様化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を生かし、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる支援に努めます。 ○それ以外の地域で効果的に相談を受け付けるために、担当職員の実質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。 ○相談支援の分析を行い、地域包括支援センターの業務に生かしていきます。
			2 高齢者実態把握	地域包括ケア推進課	高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員と連携のもと、地域包括支援センター・在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。	○実態把握のため地域包括支援センター・在宅介護支援センターは高齢者福祉サービス台帳の情報により対応しています。民生児童委員や地域の住民、家族からの相談対応が多く、台帳からの健康な独居高齢者などへの訪問は優先順位に配慮が必要な状況です。 ○地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。	○高齢者福祉サービス台帳等を活用し、支援の必要性が高い高齢者の実態把握に努めます。 ○地域に根ざした支援体制を作り上げるために、民生児童委員など地域における様々な関係者と連携し、地域のニーズの把握に努めます。
			3 ケアマネジャーへの支援	地域包括ケア推進課	地域のケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、対応事例の相談を受け、ケアプランの作成の助言や、相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などを行います。ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。	○地域のケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、対応事例の相談を受け、ケアプラン作成の助言や相談、支援困難事例への具体的な援助方法の検討などを行っています。 ○ケアマネジャーの対応する事例は、認知症、精神疾患などの病気や障害、独居や高齢者世帯などの住環境や経済的問題、また、現在全国的にも問題になっている8050問題まで多種多様になっています。支援の方法も画一化した内容では問題解決が難しいケースが増えている現状です。	○ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。 ○ケアマネジャー支援業務から発見された問題は、地域ケア会議を活用し、地域課題の抽出、課題整理、必要なサービスの検討等により、ケアマネジャー支援に生かします。
3 安心して介護サービスが受けられる	1 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進	1 介護人材の確保と育成	1 サービス提供を担う人材の確保	高齢者活躍支援課	介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員の人材確保に取り組めます。	○今後も、高齢者人口の増加が見込まれるに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数も増加が見込まれます。 ○介護サービス事業所調査によると、「介護従事者が充足していない」と回答した事業所が半数を超えており、充足していない理由として、「賃金が低い」「身体的・精神的な負担が大きい」「職場の人間関係」といった点があげられています。	○介護職員処遇改善加算の一層の活用促進及び事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援し、介護職員の賃金改善を図ります。 ○事業所における人材育成・職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業者の定着率向上を図ります。 ○県等と連携しながら、介護ロボット等ICTの活用推進の加速化や、介護職機能分化等を推進し、専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務など業務の切り分けを行い、介護業務への参加を図るなど、多様な人材確保、人材定着の取組を推進します。

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
ための環境づくりの推進		2 サービス提供を担う人材の育成	高齢者活躍支援課	記載なし	○多様化する介護ニーズに沿ったサービス提供ができない事例が増加しており、サービス利用者からサービス事業者に対する不満の声が寄せられることがあります。	○介護施設等におけるクレーム対応や接遇マナーの向上につながるセミナー等を開催し、介護人材の育成や資質向上を図ります。 ○介護従事者が今の仕事にやりがいを見いだすことができるよう、モチベーションアップにつながるセミナーの開催や、他事業所との情報交換や交流を図る機会を設けます。
	2 サービスの円滑な提供	1 市民への情報提供	介護保険課	市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。	○介護保険制度の周知については、今後も継続して行っていく必要がある。特に制度改正や社会情勢に応じた新たな情報等は、迅速かつ正確な内容を周知していくことが重要となります。	○パンフレットや広報などが、ホームページ等の各種媒体は市民に分かりやすいものとなるよう内容を充実を図っていきます。 ○認定情報の提供については、法令に基づき個人情報保護を遵守しつつ、適正なサービスの受給につながるよう提供します。
		2 介護保険事業者への情報提供	介護保険課	市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。	○介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。	○個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例、長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。 ○引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。
		3 公正で迅速な要支援・要介護認定	介護保険課	要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。	○要介護認定の申請から30日以内に認定を行う規定に対し、申請から認定までの平均日数が平成30年度47.2日を要しており、全国平均の38.2日を大幅に上回っている状況となっています。厚労省では、長期化への対応のため制度改正により更新認定の有効期間を36ヶ月から48ヶ月に延長する見直しや、介護認定審査会の審査を簡素化するなど、一層の要介護認定の簡素化が求められています。また、主治医意見書の依頼から入手までの期間が、全国平均を大幅に上回っている状況もあり長期化の要因の一つとなっています。 ○これらの現状を踏まえ、認定有効期間のさらなる延長を実施した場合、適正な区分変更申請が行われないと過剰なサービス提供に繋がること、また介護認定審査会の審査の簡素化を実施した場合、審査会委員の負担軽減が図られる反面、従前より事務が煩雑になることや、不服申し立てに対する説明が従前より難しくなる恐れがあるなどの課題があります。	○要介護認定の一層の簡素化に向け、更なる認定事務の見直しと認定有効期間の延長を実施するとともに、区分変更申請の仕組みをしっかりと情報提供するなど被保険者の不利益が生じないよう取り組みます。また、主治医意見書の円滑な入手方法についても、他市町村の状況を調査、研究し認定までの期間短縮を図ります。 ○介護認定審査会の簡素化の実施に当たっては、簡素化対象者の要件や事務手順など長野広域連合との十分な調整を行い、長野広域連合と保険者の責任が曖昧にならないよう取り組みます。
		4 介護保険料の減免	介護保険課	第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。	○減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。	○保険料の減免については、災害が発生した時などは該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続きを行います。 ○公平性を確保するため、特別な事情に配慮しつつ、適正な運用に努めます。
		5 介護サービス利用料の軽減及び減免	介護保険課	低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスを利用を控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。	○長野市介護保険フレッシュ情報を通じ、事業所に制度周知を図り、利用促進を図っており、申請件数は増加傾向であるが、認定者数は横ばいの状況です。【給付担当】	○介護サービス利用料の軽減については、事業を必要とする方へケアマネジャー等を通じ、制度の周知を図り、利用の促進を図ります。【給付】
		介護サービス等の質の向上と適正化の推進	1 介護サービス等の質の向上	高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課	必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用実態調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、実地指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。	○介護サービス利用実態調査は、サービス利用者の声を的確に把握するため、より効果的な調査の実施が必要です。 ○介護あんしん相談員の派遣は、サービスの質の向上につながっていますが、更に、介護あんしん相談員の対応力等の向上が必要です。また、訪問希望のある施設数に対し、介護あんしん相談員数が不足している状況です。【給付】

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		2 介護サービス等の適正化	地域包括ケア推進課・介護保険課	介護サービスを必要とする方が、真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要5事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。 ※適正化主要5事業とは、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5つを指します。	<p>・適正化主要5事業のうち介護給付費通知が実施できていませんが、実施によって介護保険関係の通知が増え、利用者が混乱することが懸念され、また、費用対効果が低いとされていることから、慎重に検討する必要があります。【給付】</p> <p>・ケアプランの点検は、台風19号災害や新型コロナウイルス対策の影響で、一定数の実施ができていない状況です。【給付】</p> <p>・予防給付（介護予防・生活支援サービス含む）及び指定介護予防支援事業者へのケアプラン点検ができていない状況です。【給付】</p>	<p>・県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。【給付】</p> <p>・ケアプランの点検は、県のケアプラン点検推進事業を活用し、年間20事業所を目途に一定量実施します。【給付】</p> <p>・適正化主要5事業以外にも、給付請求や不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。【給付】</p>
		1 各種相談・意見への対応	介護保険課	要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。		
4 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	1 介護保険サービス基盤の整備	1 在宅サービス基盤	高齢者活躍支援課	在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。 在宅サービスの形態には、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容には、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練のほか、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションなどがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせ提供します。	評価・確認中	検討中
		2 地域密着型サービス基盤	高齢者活躍支援課	中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。 地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。 地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などがあります。	評価・確認中	検討中
		3 施設サービス基盤	高齢者活躍支援課	在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所していただき必要なサービスを提供します。 施設サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設や介護療養型医療施設があります。	評価・確認中	検討中
	2 介護保険サービス基盤以外の整備	1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備	1 有料老人ホーム	高齢者活躍支援課	高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを供与することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。 「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスが提供可能です。	○高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備希望事業者が増加しています。
		2 サービス付き高齢者向け住宅	住宅課・高齢者活躍支援課	安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。高齢者自らのニーズにあった住まいを選択しやすくなります。	○単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しているため、介護・医療と連携した、高齢者支援サービス付き住宅を確保することが重要となっています。	○国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの情報提供により民間事業者の参入を促し、多様化する入居者の現状を踏まえ、高齢者向けで良質な住宅の供給促進を目指します。

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容	
					現状と課題	今後の方針・目標
		3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難で、かつ独立して生活することが困難な人が低額の料金を利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。（高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあり）	○施設及び設備の老朽化、「土砂災害警戒区域」内に立地しているため、利用者の安全確保や、施設の安全対策が課題となっています。 ○冬季に比べると少ないものの、夏季利用者も増加傾向にあります。	○入居者に安全・安心な生活を提供できるように、必要に応じ施設の改修などを行います。 ○一時的な入所等、夏季の利用者増加に努めます。
		4 軽費老人ホーム（ケアハウス）	高齢者活躍支援課	60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。 また、食事の提供など日常生活に必要なサービスを提供します。 介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。	○軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅生活が困難な低所得高齢者や軽度者の受け皿として需要があり、定員に近い入所者の受け入れを行っていることから、施設の役割が重要となっています。	○施設整備については、長野老人福祉圏域を利用圏域とするため、圏域内の市町村と調整を図りながら適切な定員数となるよう検討します。
		5 養護老人ホーム	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政処分）により養護し、生活の場を提供する施設です。	○無年金や年金受給額が低いために措置を必要とする高齢者は減少し、虐待の場合や認知症、精神疾患等の理由により措置が必要になる高齢者が増加傾向にあります。 ○圏域内の養護老人ホームにあつては、入所者数が定員を満たしていない状況が見られます。	○引き続き、高齢者の置かれている環境や自立度に応じて措置の必要性を適切に判断していくことを念頭に、民生児童委員、地域包括支援センターとの連携を充実させ、自立した生活が困難となった高齢者の把握に努めます。 ○養護老人ホームは困窮する高齢者に生活の場を提供するための施設であるため、その必要性に配慮しながら、長野老人福祉圏域内の市町村と連携し適切な定員数になるよう検討していきます。
	3 高齢者福祉施設等の整備目標	1 高齢者福祉施設等の整備目標	1 高齢者福祉施設等の整備目標	介護保険課・高齢者活躍支援課	本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所申込者の状況を勘案し、整備目標を設定しています。	評価・確認中